

札幌法務局からのお知らせです

司法書士・弁護士・税理士・公証人による

相続に関する相談会

を開催します！

無料



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月から相続登記の
申請が義務化されました！

主催：札幌法務局 後援：札幌市

- 日 時 令和7年9月4日(木)・11月5日(水)
10時～16時 (12時10分～13時を除く)
- 場 所 札幌第1合同庁舎2階講堂 (北8条西2丁目1-1)
- 相 談 員 司法書士・弁護士・税理士・公証人
- 相談内容 相続・遺言に関連する相談
- 相談時間 1組40分 (1組2名まで・個別相談)
- お申込み **事前予約制 (先着順)**

※ 定員(各回63組)に達し次第、受付を締め切らせていただきます。



お申し込みはこちら！

札幌法務局ホームページからお申込みください

https://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/page000176_00008.html



【注意事項】

- 1 予約時刻の10分前から、札幌第1合同庁舎2階講堂前で受付を開始します。
- 2 予約時刻に遅れますと、相談を受けられない又は相談時間が短くなる場合があります。
- 3 相談開始時刻が遅れる場合や、相談の順番が前後してお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
- 4 相談内容に関する資料(固定資産税の納税通知書、遺言書など)があれば、お持ちください。
- 5 駐車場は、混雑状況により入場まで時間がかかる場合がありますので、交通機関を御利用ください。

【問合せ先】

札幌法務局民事行政部民事行政調査官室

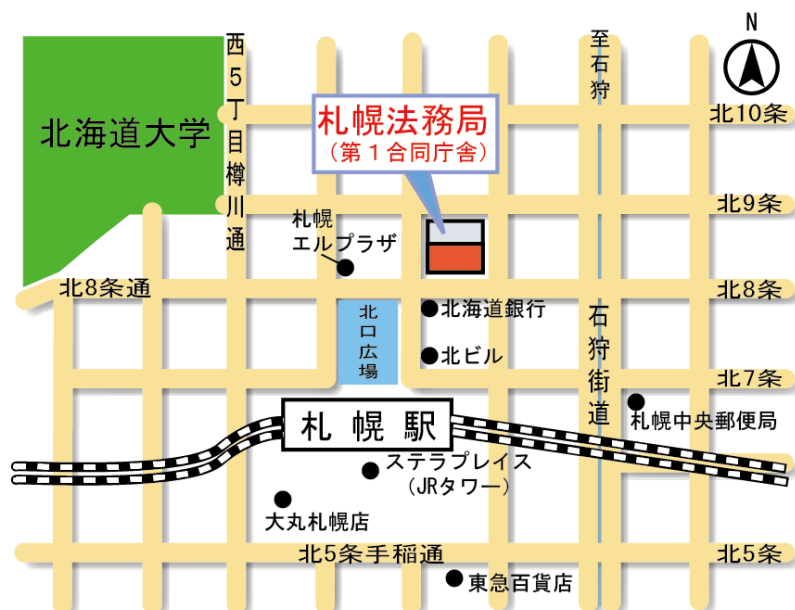
電 話 011-709-2311 (内線2153)

メール tyousakannsitu01_sapporo_moj_bal@i.moj.go.jp

【案内図】

場 所 札幌第1合同庁舎2階講堂

所在地 札幌市北区北8条西2丁目1-1



交通手段

- 1 地下鉄南北線「さっぽろ」
(出口1利用)下車、徒歩8分
- 2 地下鉄東豊線「さっぽろ」
(出口17利用)下車、徒歩
10分
- 3 JR「札幌」駅(北口利用)下車、徒歩5分